

教科教育学コンソーシアム編集委員会設置規程

1. 教科教育学コンソーシアムは、『教科教育学コンソーシアムジャーナル』を出版するため、編集委員会を設置する。
2. 編集委員会は、以下の委員で構成する。
 - (1) 加盟学会から推薦された委員 各学協会1名
 - (2) 代表理事が指名する委員 若干名なお、(1)の委員は、本コンソーシアムの理事を兼ねることができる。
3. 編集委員会には、委員長1名と副委員長若干名を置く。選考は委員の互選とする。
4. 編集委員会は、投稿規定及び審査規程等の必要な規程を定めることができる。
5. 委員の任期は、原則2年とするが、加盟学協会の求めに応じて、委員は変更することができる。新委員の任期は、前委員の任期の残余期間とする。
6. 編集委員会の事務は、当面の間、日本教科教育学会の事務局がその任に当たる。

附則 本規程は、2022年1月1日から施行する。